

令和4年度実績報告 福島の環境

環境保全

—令和4年度 環境監視調査結果—

福島市環境審議会資料

令和5年8月3日

福島市環境部環境課

目 次

大気汚染	1
1. 大気汚染常時監視結果	1
2. 有害大気汚染物質等常時監視結果	2
3. 緊急時の対策について	2
4. 大気汚染関係施設の届出状況	3
5. 特定粉じん排出等作業の届出状況	4
水質汚濁	5
1. 公共用水域水質調査結果	5
2. 地下水水質調査結果	9
3. 排水基準監視調査（水質汚濁発生源監視）	11
有害物質	12
1. ダイオキシン類調査結果	12
2. その他の有害物質調査結果	14
騒音・振動	15
1. 騒音・振動の現況（騒音・振動調査結果）	15
2. 騒音・振動の規制（法令に基づく届出状況等）	20
その他	23
1. 悪臭	23
2. 土壌汚染	23
3. 電波障害	23
4. 公害苦情等の処理	24
5. 酸性雪	24

大気汚染

1. 大気汚染常時監視結果

本市では、一般環境大気測定局として南町測定局、森合測定局及び古川測定局、自動車排出ガス測定局として松浪町測定局を設置し、4つの測定局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

測定が行われた、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素及び微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは環境基準が達成されていませんでした。

しかし、光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様であり、光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

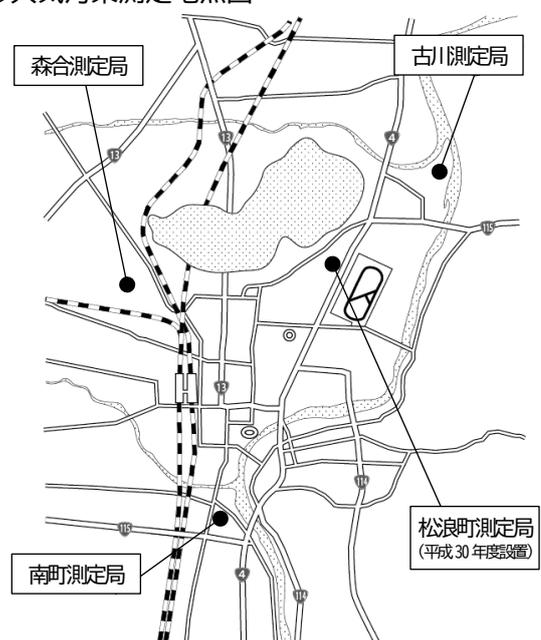
古川測定局の光化学オキシダントは、機器の故障のため令和4年度は欠測となっています。

測定項目	項目	測定局				
		南町局	森合局	古川局	松浪町局	
二酸化硫黄	年平均値	(ppm)	0.000	0.000	—	—
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	—	—
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	—	—
一酸化炭素	年平均値	(ppm)	—	—	—	0.2
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	—	—	—	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	—	—	—	0
浮遊粒子状物質	年平均値	(mg/m ³)	0.021	0.013	0.014	0.016
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0
光化学オキシダント	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.055	0.059	欠測	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間)	100	66	—	—
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.091	0.287	—	—
二酸化窒素	年平均値	(ppm)	0.005	0.004	0.003	0.006
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0
微小粒子状物質	年平均値	(μg/m ³)	—	10.0	12.0	—
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	(日)	—	0	0	—

○環境基準達成状況

測定項目	測定局			
	南町局	森合局	古川局	松浪町局
二酸化硫黄	○	○	—	—
一酸化炭素	—	—	—	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	×	欠	—
二酸化窒素	○	○	○	○
微小粒子状物質	—	○	○	—
備考 光化学オキシダント：短期評価 その他の項目：長期評価 ○：環境基準を達成した項目 ×：環境基準を達成できなかった項目 欠：欠測した項目				

○大気汚染測定地点図



2. 有害大気汚染物質等常時監視結果

(1) 有害大気汚染物質

令和4年度は、12種類の物質について、一般環境調査と沿道調査をそれぞれ市内1地点で実施しました。調査の結果、環境基準及び指針値を超過した物質はありませんでした。

測定項目	単位	測定結果 (平均値)		環境基準、指針値等 (※1は指針値、※2は令和3年度常時監視全国平均値)	
		一般環境 (桜木町)	沿道調査 (松浪町)		
ベンゼン	μg/m ³	0.47	0.50	1年平均値が	3 μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	//	0.021	—	//	130 μg/m ³ //
テトラクロロエチレン	//	0.006	—	//	200 μg/m ³ //
ジクロロメタン	//	0.52	—	//	150 μg/m ³ //
塩化メチル	//	1.1	—	1年平均値が	94 μg/m ³ 以下であること。(※1)
1,2-ジクロロエタン	//	0.046	—	//	1.6 μg/m ³ //(※1)
1,3-ブタジエン	//	—	0.018	//	2.5 μg/m ³ //(※1)
ニッケル化合物	ng/m ³	0.77	—	//	25 ng/m ³ //(※1)
水銀及びその化合物	//	1.6	—	//	40 ng/m ³ //(※1)
トルエン	μg/m ³	2.0	2.3	一般環境	5.4 μg/m ³ 、沿道8.5 μg/m ³ (※2)
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	—	0.083	沿道	0.13 ng/m ³ (※2)
酸化エチレン	μg/m ³	0.051	0.054	一般環境	0.061 μg/m ³ 、沿道0.068 μg/m ³ (※2)

(2) アスベスト

令和4年度は、市内2地点で一般環境大気中のアスベストのモニタリング調査を実施しました。

年間を通して、電子顕微鏡によるアスベストの同定が必要な総繊維数濃度(1本/Lを超える繊維数濃度)に達することはありませんでした。

(単位: 本/L)

調査地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
桜木町	地点①	検出せず												
	地点②	検出せず												

注 測定結果には、アスベスト以外も含む総繊維数濃度(本/L)を記載。“検出せず”は、検出下限値(0.056本/L)未満を意味する。総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は、顕著なアスベスト飛散が疑われるものとして、電子顕微鏡などにより、アスベストの存在を確認することとされている。(アスベストモニタリングマニュアル、環境省)

3. 緊急時の対策について

市内で光化学オキシダント及び硫黄酸化物の濃度が上昇した場合には、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき注意報、警報等が発令されることとなっていますが、令和4年度は発令されませんでした。

また、福島県内で微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が上昇した場合には、福島県が策定した「PM2.5に係る対応について」に基づき福島県から「注意喚起」情報提供がなされ、本市においても「PM2.5に係る「注意喚起」情報提供を受けた際の対応マニュアル」に基づき、関係機関への情報提供や市民への広報を行うこととしていますが、令和4年度は県内で「注意喚起」情報提供はありませんでした。

4. 大気汚染関係施設の届出状況

(1)大気汚染防止法に基づく特定施設

①ばい煙発生施設

(令和5年3月31日現在)

項番号	施設名	施設数
1	ボイラー	412
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	8
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	6
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	7
11	乾燥炉	3
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	1
13	廃棄物焼却炉	5
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1
	施設数計	443
	事業所数計	195

②揮発性有機化合物排出施設

(令和5年3月31日現在)

項番号	施設名	施設数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1
	施設数計	1
	事業所数計	1

③粉じん発生施設

(令和5年3月31日現在)

項番号	施設名	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	8
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	59
4	破碎機及び摩砕機	7
5	ふるい	10
	施設数計	84
	事業所数計	8

(2)福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

(令和5年3月31日現在)

項番号	施設名	施設数
4	廃棄物焼却炉	5
	施設数計	5
	事業所数計	3

(3)福島市公害防止対策条例に基づく粉じん発生施設

(令和5年3月31日現在)

項番号	施設名	施設数
7	鉱物、土石又はのこぎりくずの堆積場	7
	施設数計	7
	事業所数計	7

5. 特定粉じん排出等作業の届出状況

令和4年度は、27件の特定粉じん排出等作業実施届出がありましたが、改善勧告や改善命令の対象となる案件はありませんでした。

令和2年度に公布された改正大気汚染防止法により、令和3年4月からすべての特定粉じん排出等作業が作業基準適用の対象となり、令和4年4月からは一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果の報告義務が課されるなど、規制が強化されました。

同改正法により、令和5年10月からは事前調査が行える者を有資格者に限定するなど、追加の規制も順次施行されます。

作業の種類	年 度		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹付石綿の除去作業（レベル1）	8	14	14
外壁塗材の除去作業（レベル1）（※）	23	-	-
石綿を含有する断熱材・保温材の除去作業（レベル2）	1	7	13
計	32	21	27

※外壁塗材の除去作業は、法改正により令和3年4月1日より届出不要となった。

水質汚濁

1. 公共用水域水質調査結果

令和4年度の公共用水域の水質調査は、阿武隈川支流の17河川23地点で実施し、そのうち8地点は福島県水質測定計画に基づき調査を実施しています。なお、平成24年度まで瀬上橋（摺上川）、松川橋（松川）として市独自に調査を実施していた地点は、平成25年度より、福島県水質測定計画に基づく調査地点への移行に伴い、いずれも阿武隈川合流前と地点名を変更しています。

環境基準及び準用基準（流入河川の水質環境基準を準用した基準）の達成率を有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値で見ると、96%（令和3年度96%）でした。

市内の河川の水質汚濁の主な要因は、工場・事業場等からの排水及び一般家庭からの生活雑排水等であり、特に家庭からの生活排水が集約される河川についてこの傾向が強く見られます。

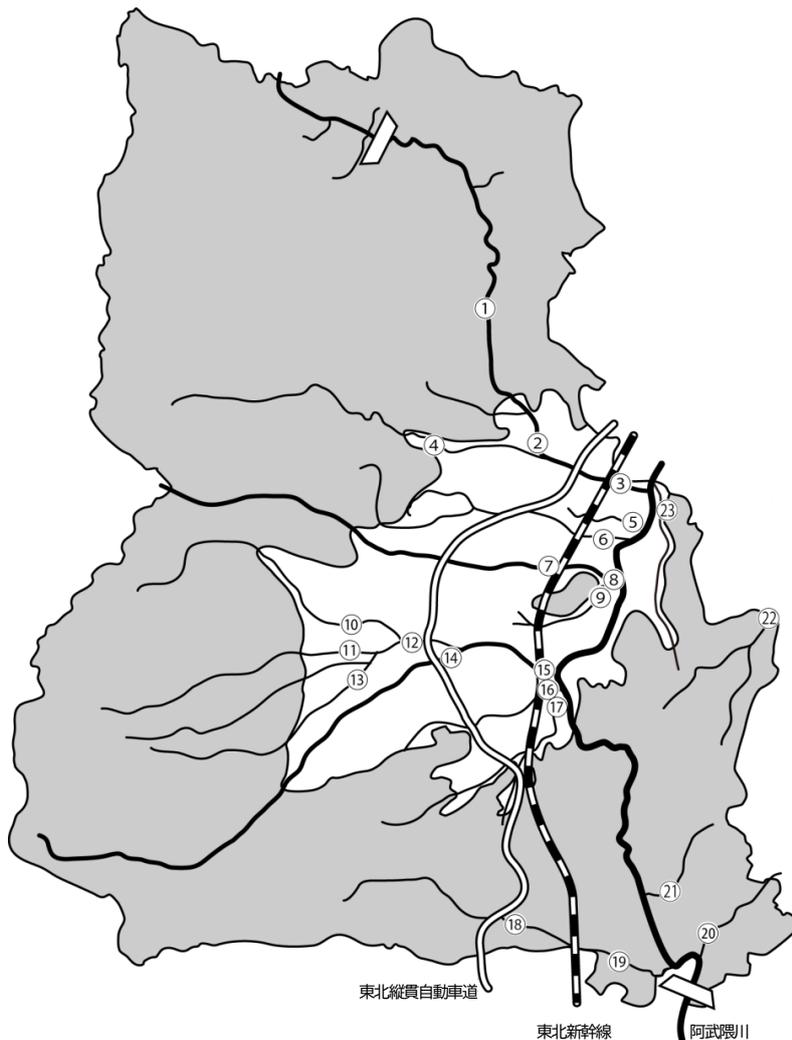
環境基準の達成率が100%になるなど、都市部やその近郊においては公共下水道の整備に伴う水質の改善が見られる一方で、公共下水道の整備が遅れている地域での水質汚濁が目立っています。

福島県水質測定計画に基づき調査を実施した8地点では、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の調査を実施しました。

また、摺上川、松川及び濁川でカドミウム等の健康項目の調査を実施しました。環境基準値を超過して検出された項目はありませんでした。

なお、令和4年度より環境基準の「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更になりました。

○公共用水域水質調査地点図



No	水域名 (河川名)	測定地点
1		増沢橋
2	摺上川	十綱橋 ※
3		阿武隈川合流前 ※
4		小川 上小川橋
5	蛭川 上新田橋	
6	八反田川 八反田橋 ※	
7	松川	信夫大橋
8		阿武隈川合流前 ※
9	祓川 松川合流点前	
10	天戸川 天戸橋	
11	須川	須川橋 ※
12		館の下橋
13	鍛冶屋川 白津川合流点前	
14	荒川	仁井田橋
15		信夫橋
16	大森川 濁川合流点前	
17	濁川 大森川合流点前 ※	
18	水原川	熊田橋
19		下藤内橋 ※
20	女神川 新鶴巻橋 ※	
21	立田川 立田川橋	
22	小国川 伊達市との境界	
23	胡桃川 向瀬上駅付近	

※ は、福島県水質測定計画に基づく調査地点。

(1) 公共用水域水質調査結果（総括表）

No	水域名 測定地点 (河川名)	環境基準項目及び環境基準準用項目							数値 環境基準または準用基準を超過した項目											
		水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD : mg/L)				浮遊物質量 (SS : mg/L)			溶存酸素量 (DO : mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)			化学的酸素要求量 (COD : mg/L)		
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	75%値	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均
1	増尺橋	7.2	6.9	7.1	1.1	<0.5	0.6	0.7	3	<1	1	13.2	8.9	11.0	160	4	43	2.5	1.9	2.2
2	摺上川 十綱橋 ※	7.3	6.9	7.1	1.1	<0.5	0.7	0.7	61	1	7	13.2	8.9	11.0	440	100	260	2.9	2.0	2.4
3	阿武隈川合流前 ※	7.3	7.0	7.1	0.9	<0.5	0.7	0.8	10	1	3	13.8	8.6	11.2	270	49	110	2.9	1.9	2.3
4	小川 上小川橋	7.3	7.0	7.1	0.7	<0.5	0.5	0.5	17	<1	3	13.8	8.7	11.0	610	4	92	4.0	1.0	2.0
5	蛭川 上新田橋	7.4	6.9	7.2	2.3	0.9	1.4	1.5	19	2	9	13.2	7.9	10.6	2,200	380	1,100	4.8	2.0	2.9
6	八反田川 八反田橋 ※	7.2	6.7	6.9	1.5	0.5	0.8	0.9	23	1	7	13.1	8.2	10.7	3,800	200	1,100	4.1	1.0	2.1
7	松川 信夫大橋	6.7	5.8	6.3	0.7	<0.5	0.5	<0.5	9	<1	4	12.5	8.5	10.5	770	1	92	1.1	<0.5	0.7
8	阿武隈川合流前 ※	6.9	6.0	6.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	11	<1	4	13.3	8.2	10.6	120	1	33	1.0	<0.5	0.7
9	祓川 松川合流点前	7.3	6.8	7.2	0.9	<0.5	0.6	0.6	4	<1	2	12.3	8.4	10.3	630	25	140	1.2	0.5	0.8
10	天戸川 天戸橋	7.4	7.0	7.1	0.6	<0.5	0.5	<0.5	2	<1	1	13.7	9.0	11.1	280	11	96	1.3	0.5	0.9
11	須川 須川橋 ※	3.6	3.4	3.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1	<1	1	13.1	8.5	10.6	14	1	3	1.0	0.5	0.8
12	須川 館の下橋	6.0	4.6	4.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10	3	7	12.4	8.8	10.5	14	1	3	1.4	0.5	0.8
13	鍛冶屋川 白津川合流点前	7.4	7.1	7.3	0.8	<0.5	0.6	0.6	17	1	6	12.2	8.6	10.3	7,100	6	980	1.4	0.6	0.9
14	荒川 仁井田橋	7.3	7.2	7.2	1.0	<0.5	0.6	0.5	5	<1	2	13.4	8.3	10.6	150	14	52	1.1	0.5	0.8
15	信夫大橋	7.0	6.2	6.6	0.9	<0.5	0.5	<0.5	14	10	12	12.7	8.6	10.5	160	2	55	1.5	0.5	0.9
16	大森川 濁川合流点前	7.9	7.1	7.4	2.0	0.5	1.2	1.7	14	1	7	12.6	8.4	10.6	1,700	300	900	2.8	1.8	2.3
17	濁川 大森川合流点前 ※	7.5	7.1	7.2	4.2	1.3	2.4	2.5	51	3	13	12.2	7.4	9.7	2,200	340	890	7.3	2.9	4.6
18	水原川 熊田橋	7.5	7.2	7.3	1.1	<0.5	0.8	0.9	26	<1	7	13.9	8.2	10.5	8,600	23	900	2.4	1.0	1.7
19	下藤内橋 ※	8.0	7.2	7.5	1.9	0.6	1.2	1.5	28	1	11	14.3	8.3	10.8	2,300	60	480	4.5	1.6	2.7
20	女神川 新龍巻橋 ※	8.7	7.5	7.8	5.6	1.0	2.1	2.1	19	<1	4	13.4	7.9	10.6	4,400	440	1,200	6.0	3.4	4.4
21	立田川 立田川橋	8.5	7.5	7.8	2.0	0.8	1.4	1.8	8	<1	3	13.2	8.1	10.6	860	160	290	5.7	2.9	4.0
22	小国川 伊達市との境界	8.1	7.4	7.7	1.2	<0.5	0.8	0.9	40	1	7	14.9	8.0	11.1	840	35	300	4.4	1.9	2.9
23	胡剝川 向瀬上駅付近	7.8	7.3	7.5	8.7	1.4	4.2	6.0	20	1	9	11.1	6.8	9.3	2,400	130	1,000	10	3.6	5.8

注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点
注2 BODは年間の測定値の75%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

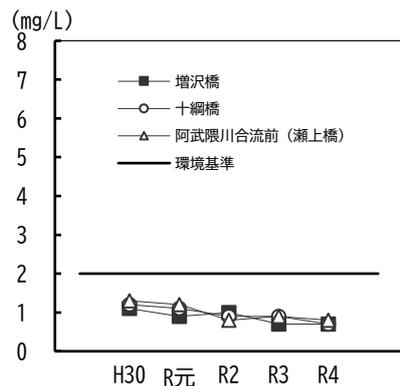
(2) 公共用水域水質調査結果（経年変化）

No	水域名 測定地点 (河川名)	環境基準項目及び環境基準準用項目							数値 環境基準または準用基準を超過した項目										
		水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD : mg/L)				浮遊物質量 (SS : mg/L)			溶存酸素量 (DO : mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL) ※ [R2、R3は大腸菌群数 (MPN/100mL)]			化学的酸素要求量 (COD : mg/L)	
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2*	R3*	R4	R2	R3	R4
1	増尺橋	7.0	7.1	7.1	1.0	0.7	0.7	2	2	1	11.1	11.0	11.0	1,300	3,100	43	2.4	2.2	2.2
2	摺上川 十綱橋 ※	7.1	7.1	7.1	0.9	0.9	0.7	2	3	7	11.4	11.2	11.0	6,400	4,700	260	2.3	2.4	2.4
3	阿武隈川合流前 ※	7.1	7.2	7.1	0.8	0.9	0.8	3	4	3	11.4	11.5	11.2	3,900	5,500	110	2.4	2.3	2.3
4	小川 上小川橋	7.1	7.1	7.1	0.7	0.5	0.5	2	2	3	11.5	11.3	11.0	1,100	3,200	92	1.9	1.9	2.0
5	蛭川 上新田橋	7.3	7.2	7.2	1.6	2.0	1.5	5	11	9	11.5	11.1	10.6	16,000	130,000	1,100	3.1	3.1	2.9
6	八反田川 八反田橋 ※	6.9	6.9	6.9	1.1	1.1	0.9	6	9	7	11.2	10.6	10.7	12,000	22,000	1,100	2.2	2.1	2.1
7	松川 信夫大橋	5.9	6.1	6.3	0.5	<0.5	<0.5	3	4	4	10.6	10.5	10.5	280	850	92	0.7	0.8	0.7
8	阿武隈川合流前 ※	6.2	6.3	6.5	<0.5	<0.5	<0.5	3	4	4	10.8	10.7	10.6	470	610	33	0.8	0.7	0.7
9	祓川 松川合流点前	7.1	7.1	7.2	0.8	0.5	0.6	2	2	2	10.5	10.4	10.3	4,500	15,000	140	0.9	1.0	0.8
10	天戸川 天戸橋	7.1	7.1	7.1	0.6	0.5	<0.5	1	1	1	11.5	11.1	11.1	1,800	1,900	96	0.9	1.0	0.9
11	須川 須川橋 ※	3.5	3.5	3.5	0.5	<0.5	<0.5	1	1	1	10.9	10.7	10.6	76	60	3	0.7	0.8	0.8
12	須川 館の下橋	4.7	4.8	4.9	<0.5	<0.5	<0.5	4	7	7	10.9	10.7	10.5	79	64	3	0.9	0.9	0.8
13	鍛冶屋川 白津川合流点前	7.3	7.3	7.3	0.9	0.8	0.6	6	7	6	10.8	10.7	10.3	11,000	18,000	980	1.6	1.1	0.9
14	荒川 仁井田橋	7.2	7.3	7.2	0.7	0.6	0.5	5	4	2	11.2	11.0	10.6	1,300	3,000	52	1.0	0.8	0.8
15	信夫大橋	6.5	6.4	6.6	0.6	0.5	<0.5	12	12	12	10.9	10.6	10.5	2,700	1,100	55	1.2	0.9	0.9
16	大森川 濁川合流点前	7.3	7.3	7.4	1.8	1.5	1.7	7	6	7	10.9	10.7	10.6	17,000	22,000	900	2.5	2.1	2.3
17	濁川 大森川合流点前 ※	7.2	7.2	7.2	3.2	2.4	2.5	7	10	13	10.1	10.1	9.7	42,000	47,000	890	4.1	3.5	4.6
18	水原川 熊田橋	7.3	7.3	7.3	1.0	0.6	0.9	3	7	7	11.4	10.9	10.5	3,700	14,000	900	1.7	1.6	1.7
19	下藤内橋 ※	7.4	7.3	7.5	1.2	1.3	1.5	5	7	11	11.6	11.0	10.8	9,500	11,000	480	2.8	2.7	2.7
20	女神川 新龍巻橋 ※	7.6	7.7	7.8	2.8	2.5	2.1	18	6	4	10.5	10.9	10.6	56,000	33,000	1,200	4.8	3.9	4.4
21	立田川 立田川橋	8.0	7.7	7.8	2.1	2.1	1.8	4	4	3	11.7	11.1	10.6	15,000	38,000	290	3.9	3.8	4.0
22	小国川 伊達市との境界	7.6	7.5	7.7	0.9	0.9	0.9	3	5	7	11.6	10.7	11.1	10,000	19,000	300	2.8	2.7	2.9
23	胡剝川 向瀬上駅付近	7.4	7.5	7.5	7.4	3.1	6.0	14	9	9	9.2	9.7	9.3	37,000	33,000	1,000	6.1	4.4	5.8

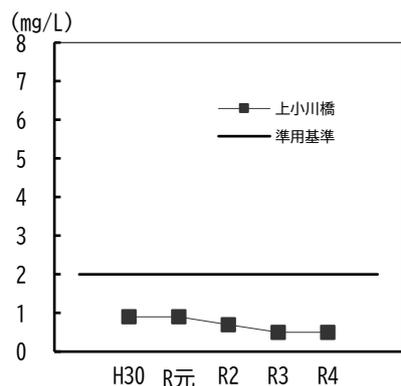
注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点
注2 BODは年間の測定値の75%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

○BOD75%水質値経年変化図

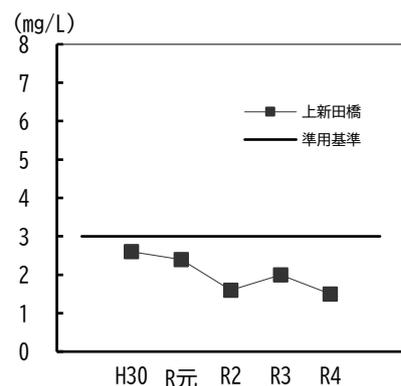
摺上川



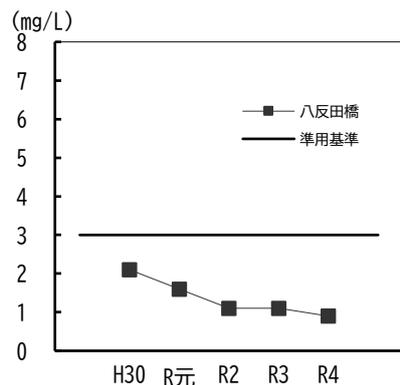
小川



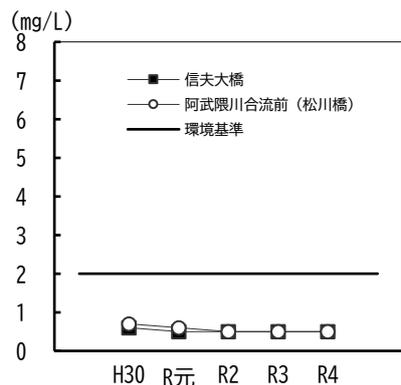
蛭川



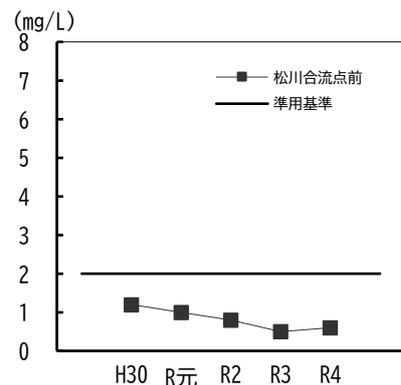
八反田川



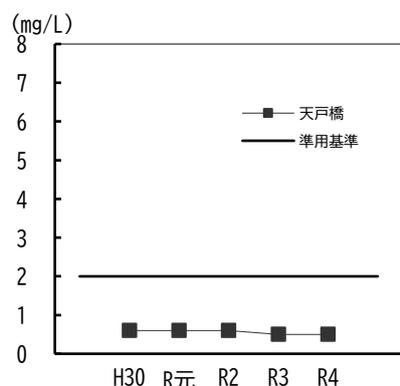
松川



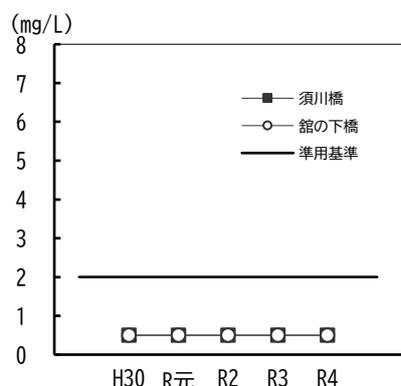
祓川



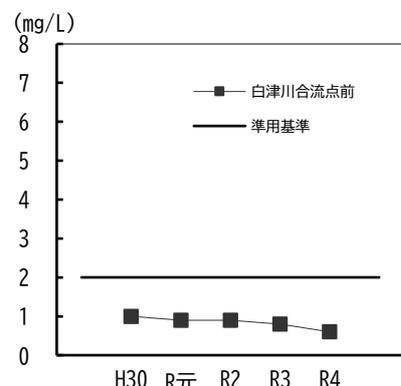
天戸川



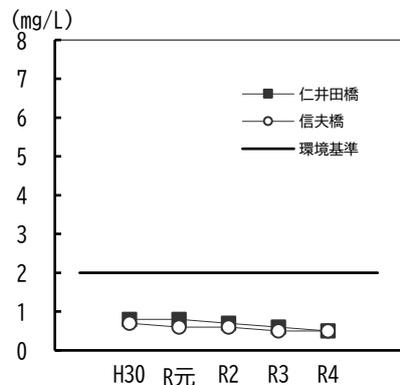
須川



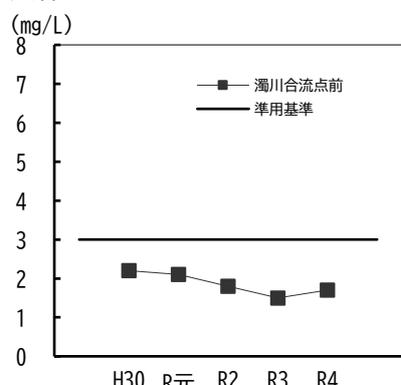
鍛冶屋川



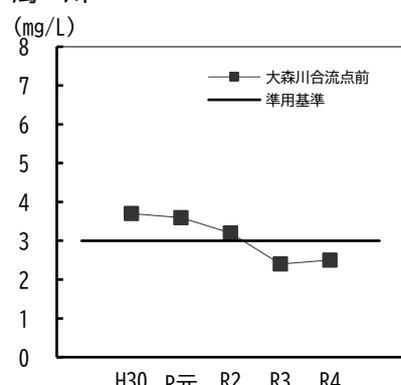
荒川



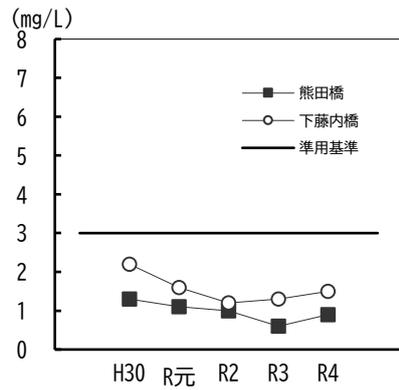
大森川



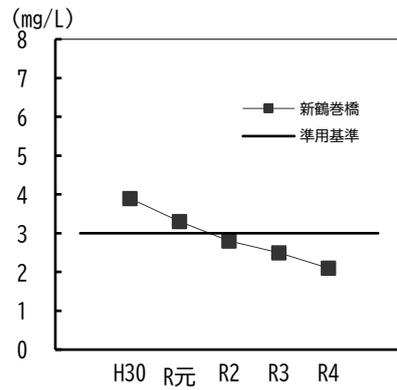
濁川



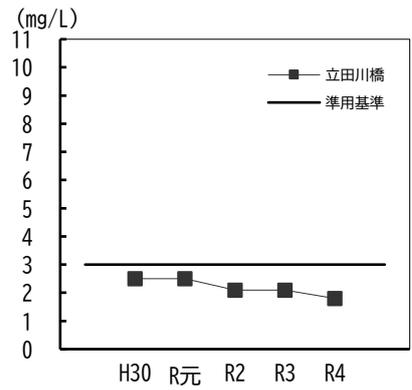
水原川



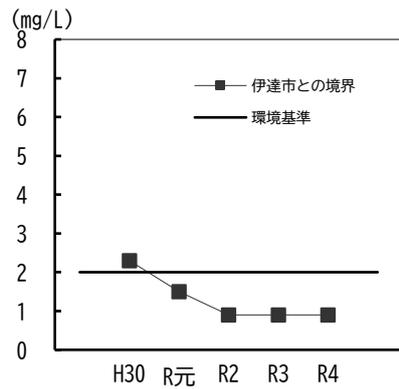
女神川



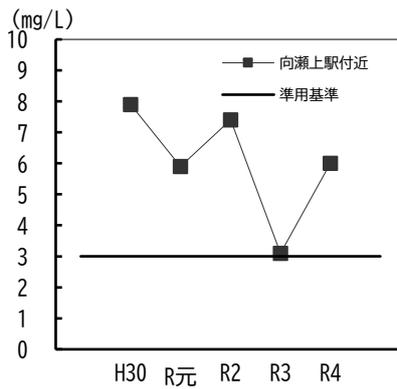
立田川



小国川



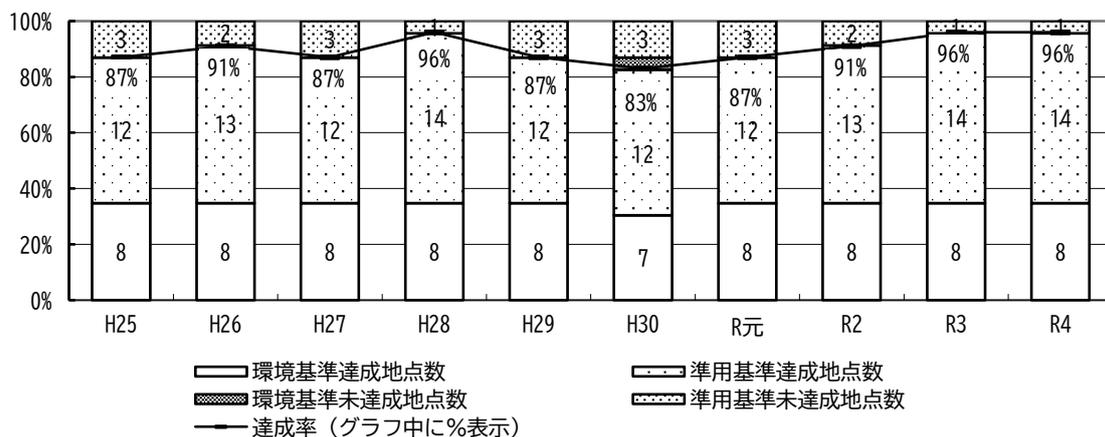
胡桃川



(3) 公共用水域水質調査結果における環境基準及び準用基準の達成率

項目	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD)			浮遊物質 (SS)			溶存酸素量 (DO)			大腸菌数 (R2, R3は大腸菌群数)			計			
	年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
環境基準設定地点数 (A)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	36	36	36
基準準用地点数 (B)		10	10	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	70	70	70
地点数計 (C)		14	14	14	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	106	106	106
環境基準達成地点数 (a)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2	8	30	30	36
準用基準達成地点数 (b)		10	10	10	13	14	14	15	15	15	15	15	15	3	2	11	56	56	65
達成地点数計 (c)		14	14	14	21	22	22	23	23	23	23	23	23	5	4	19	86	86	101
環境基準達成率 (a/A%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	25	25	100	83	83	100
準用基準達成率 (b/B%)		100	100	100	87	93	93	100	100	100	100	100	100	20	13	73	80	80	93
達成率 (c/C%)		100	100	100	91	96	96	100	100	100	100	100	100	22	17	83	81	81	95

○環境基準及び準用基準の達成率 (BOD75%水質値)



2. 地下水水質調査結果

令和4年度は、福島県水質測定計画に基づき、概況調査（ローリング方式）を1地点、概況調査（定点方式）を2地点、継続監視調査を32地点で実施しました。

○ 地下水水質調査結果（概要）

調査結果	調査区分	概況調査		継続監視調査	汚染井戸周辺地区調査	計	
		ローリング方式	定点方式				
調査地点数		1	2	32	0	35	
調査結果の内訳及び地点数	汚染されていない	0	2	10	0	12	
	環境基準値以下	0	0	18	0	18	
	環境基準値超過	1	0	4	0	5	
	内訳	新たに超過	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		飲用井戸	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
概況調査（ローリング方式）： 県内を10km四方のメッシュに区分し、各メッシュから1地点を選定して調査を実施する。平成20年度までは「メッシュ調査」の名称で実施。 概況調査（定点方式）： 有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の井戸で調査を実施する。平成20年度までは「有害物質使用等工場・事業場周辺調査」の名称で実施。 継続監視調査： 過去に汚染が認められた地点で継続して調査を実施する。平成20年度までは「定期モニタリング調査」の名称で実施。							

（1）概況調査（ローリング方式）、汚染井戸周辺地区調査

概況調査（ローリング方式）を実施した黒岩地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が検出され、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しました。

そのほかの項目は検出されませんでした。

○地下水水質調査結果（概況調査[ローリング方式]）

（単位：mg/L）

No. 測定地点(地区)名	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	その他
55 黒岩	15（環境基準10mg/L以下） ※ 過去の調査で環境基準を超過していることが確認されている地区であるため、汚染井戸周辺地区調査は実施せず。	0.08 （環境基準 0.8mg/L以下）	その他の測定項目について、いずれも検出せず 測定項目：カドミウム、全アン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、1,4-ジオキサン

（2）概況調査（定点方式）

有害物質を使用または製造をしている工場等の周辺の井戸において概況調査（定点方式）を実施しましたが、汚染物質は検出されませんでした。

○地下水水質調査結果（概況調査[定点方式]）

（単位：mg/L）

No. 測定地点(地区)名	ジクロロメタン	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	チウラム	シマジン
1 太平寺	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005		
2 黒岩										<0.0006	<0.0003

(3) 継続監視調査

継続監視調査を実施した32地点のうち、4地点で汚染物質が環境基準値を超えて検出されましたが、新たに環境基準値を超えて検出された地点はありませんでした。

○地下水水質調査結果（継続監視調査）

(単位：mg/L)

No.	測定地点(地区)名	総水銀	ジクロロメタン	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	有機性窒素及び亜硝酸性窒素
1	笹木野周辺地区							<0.0005		<0.001	<0.0005	
2	渡利周辺地区1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
3	渡利周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0072	
4	渡利周辺地区3							<0.0005		<0.001	<0.0005	
5	瀬上町I周辺地区1			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.010	<0.0005	<0.0006	0.004	0.16	
6	瀬上町I周辺地区2	欠測										
7	瀬上町I周辺地区3		<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.020	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
8	瀬上町I周辺地区4							<0.0005		<0.001	<0.0005	
9	上島渡周辺地区1							<0.0005		<0.001	0.0010	
10	上島渡周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0020	
11	上島渡周辺地区3							<0.0005		<0.001	0.0014	
12	上島渡周辺地区4							<0.0005		<0.001	<0.0005	
13	郷野目周辺地区1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
14	郷野目周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.007	<0.0005	<0.0006	0.001	<0.0005	
15	郷野目周辺地区3			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
16	郷野目周辺地区4			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.005	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
17	佐倉周辺地区			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	0.002	<0.0005	
18	泉I周辺地区1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0025	
19	泉I周辺地区2							<0.0005		<0.001	0.0010	
20	泉I周辺地区3							<0.0005		<0.001	0.0037	
21	笹谷I周辺地区1							<0.0005		<0.001	0.0046	
22	笹谷I周辺地区2			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0081	
23	笹谷I周辺地区3	欠測										
24	笹谷I周辺地区4							<0.0005		<0.001	<0.0005	
25	笹谷I周辺地区5							<0.0005		<0.001	0.0014	
26	笹谷II							<0.0005		<0.001	<0.0005	
27	飯野町明治I			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	
28	飯野町明治II	<0.0005										
29	黒岩III周辺地区1											5.6
30	黒岩III周辺地区2											16
31	黒岩III周辺地区3											13
32	岡島周辺地区1											11
33	岡島周辺地区2											6.0
34	岡島周辺地区3											8.1
	環境基準	検出されないこと	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	10以下

測定値 : 環境基準値を超過して検出された項目

3. 排水基準監視調査（水質汚濁発生源監視）

令和4年度は、水質汚濁防止法に基づく排水基準監視調査を77件（55事業場）で実施しました。そのうち11件（8事業場）で、排水基準不適合またはそのおそれがあり、それらの事業場に対しては、排水処理施設の改善及び維持管理を徹底するよう、行政指導を行いました。

また、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準監視調査を13件（10事業場）で実施しましたが、排水基準不適合の事業場は、ありませんでした。

（1）特定事業場排水基準監視調査結果

（令和5年3月31日現在）

号番号	業種及び施設	特定事業場数	規制対象事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件数	不適合数	不適合率(%)
1の2	豚房・牛房・馬房	33	0	-	-	-	-	-
2	畜産食料品	4	1	1	0	1	0	0.0
3	水産食料品	2	0	-	-	-	-	-
4	農産保存食料品	6	4	4	0	4	0	0.0
5	みそ・しょうゆ・調味料	9	1	1	0	1	0	0.0
8	パン・菓子・製あん	3	0	-	-	-	-	-
10	飲料	4	0	-	-	-	-	-
12	動植物油脂	1	0	-	-	-	-	-
16	めん類	5	2	2	0	2	0	0.0
17	豆腐・煮豆	95	1	1	0	2	0	0.0
18の2	冷凍調理食品	1	1	1	0	1	0	0.0
19	紡績・繊維製品	3	2	1	0	1	0	0.0
21の2	一般製材・木材チップ	1	0	-	-	-	-	-
22	木材薬品処理	2	0	-	-	-	-	-
23の2	新聞・出版・印刷・製版	14	0	-	-	-	-	-
32	有機顔料・合成染料	1	1	1	0	1	0	0.0
47	医薬品	2	1	1	0	1	0	0.0
53	ガラス・ガラス製品	2	1	1	0	1	0	0.0
54	セメント製品	5	0	-	-	-	-	-
55	生コンクリート	10	0	-	-	-	-	-
61	鉄鋼	1	1	1	0	4	0	0.0
62	非鉄金属製造業	1	0	-	-	-	-	-
63	金属製品・機械器具	3	2	2	0	2	0	0.0
64の2	水道・工業用水道	1	1	1	0	1	0	0.0
65	酸・アルカリ表面処理	7	0	-	-	-	-	-
66	電気めっき	2	2	2	1	5	3	60.0
66の3	旅館	137	42	0	0	0	0	0.0
66の4	共同調理場	4	4	4	0	4	0	0.0
66の5	弁当仕出・製造	2	0	-	-	-	-	-
66の6	飲食店	8	2	1	1	2	1	50.0
67	洗たく	41	6	2	0	2	0	0.0
68	写真現像	13	3	-	-	-	-	-
69の2	中央卸売市場	1	0	-	-	-	-	-
70の2	自動車分解整備事業	4	0	-	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	123	1	1	0	4	0	0.0
71の2	科学技術の試験・研究機関	18	3	2	0	2	0	0.0
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2	2	2	0	2	0	0.0
71の5	ジクロロメタンによる洗浄施設	1	1	1	0	1	0	0.0
72	し尿処理施設	20	20	20	5	30	6	20.0
73	下水道終末処理場	2	2	2	1	3	1	33.3
74	特定事業場排水の処理施設	1	1	-	-	-	-	-
計		595	108	55	8	77	11	14.3

*号番号は水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設の号番号。

*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

*特定施設が複数ある場合は、当該事業場の事業特性をより顕著に表すもののひとつを選択して計上した。

（2）排水指定事業場排水基準監視調査結果

（令和5年3月31日現在）

号番号	業種及び施設	排水指定事業場数	規制対象事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件数	不適合数	不適合率(%)
3	電子部品・デバイス製造業	3	0	-	-	-	-	-
4	窯業・土石製品製造業	5	1	1	0	1	0	0.0
6	鉄道用車両の整備施設	1	0	-	-	-	-	-
7	コイン式洗車施設	13	0	-	-	-	-	-
8	一般廃棄物の最終処分場	3	3	2	0	2	0	0.0
9	産業廃棄物の最終処分場	7	7	7	0	10	0	0.0
11	ゴルフ場	1	1	0	0	0	0	0.0
計		33	12	10	0	13	0	0.0

*号番号は福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第20条の排水指定施設の号番号。

*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

*特定事業場に排水指定施設が設置されている場合は、のべ数として（1）と（2）に重複して計上した。

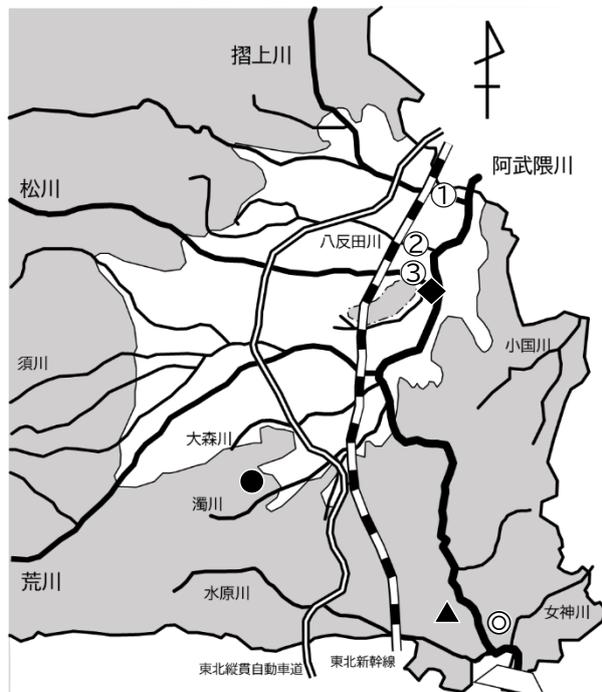
有害物質

1. ダイオキシン類調査結果

令和4年度は、一般環境調査について、大気1地点、水質・底質3地点、地下水1地点及び土壌1地点で実施しましたが、いずれの調査でも環境基準の超過はありませんでした。

また、発生源調査を1地点で実施しましたが、規制基準の超過はありませんでした。

○ダイオキシン類調査地点



項目	No.	調査地点名
大気	◆	信夫ヶ丘球場
水質 底質	①	摺上川 (幸橋上流)
	②	八反田川 (阿武隈川合流前)
	③	松川 (松川橋上流)
地下水	◎	飯野町明治地内
土壌	▲	松川工業第2公園
発生源	●	山田地内 産業廃物焼却施設

(1) 大気調査結果

項目 (単位)	調査地点	信夫ヶ丘球場	
		夏季	冬季
採取日		令和4年8月22日(月)～8月29日(月)	令和4年12月15日(木)～12月22日(木)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³) (環境基準: 0.6 pg-TEQ/m ³)		0.0060	0.0069

(2) 水質調査結果

・採水日: 令和4年8月19日(金) ・天候: 晴(前日 雨)

項目 (単位)	調査地点	摺上川 (幸橋上流)	八反田川 (阿武隈川合流前)	松川 (松川橋上流)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準: 1.0pg-TEQ/L)		0.072	0.18	0.047
pH		7.6	6.9	6.5
SS (mg/L)		3.4	6.4	7.8
透視度 (cm)		>100	>100	80
水温 (°C)		22.0	22.5	21.7
気温 (°C)		27.0	31.0	27.0
色相		無色	無色	無色
臭気		無臭	無臭	無臭

(3) 底質調査結果

・採水日：令和4年8月19日（金） ・天候：晴（前日 雨）

項目 (単位)	調査地点	摺上川 (幸橋上流)	八反田川 (阿武隈川合流前)	松川 (松川橋上流)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g-dry) (環境基準：150pg-TEQ/g-dry)		0.16	0.14	0.15
含水率 (wt.%)		0.5	0.5	1.0
強熱減量 (wt.% dry)		1.3	1.0	1.8
泥質		小石混じり砂	小石混じり砂	小石混じり砂
泥色		濃茶褐色	濃茶褐色	濃茶褐色
臭気		微植物性臭気	微植物性臭気	微植物性臭気
泥温 (°C)		23.0	23.0	22.0

(4) 地下水調査結果

項目 (単位)	調査地点
	飯野町明治地内
採水日	令和4年8月19日（金）
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準：1.0 pg-TEQ/L)	0.033
水温 (°C)	15.0

(5) 土壌調査結果

項目 (単位)	調査地点
	松川工業第2公園
採取日	令和4年8月19日（金）
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g) (環境基準：1,000 pg-TEQ/g)	0.025
土色	黄褐色

(6) 発生源調査結果

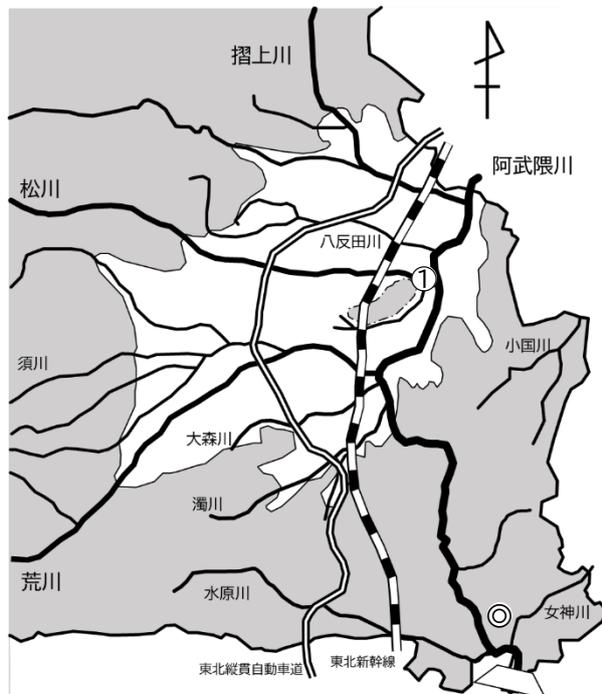
項目 (単位)	調査地点
	山田地内 産業廃物焼却施設
採取日	令和4年10月28日（金）
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³) (規制基準：0.1 ng-TEQ/m ³)	0.089
湿り排ガス量 (Nm ³ /h)	22,800
濁き排ガス量 (Nm ³ /h)	15,300
排ガス平均温度 (°C)	155
硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	0.61
ばいじん (g/m ³)	0.022
窒素酸化物 (ppm)	99
塩化水素 (mg/m ³)	23

2. その他の有害物質調査結果

直ちに環境基準項目とせずに引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関する物質及び水生生物の保全に関連する物質として、令和2年にペンタフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペンタフルオロオクタン酸（PFOA）が追加されました。

令和4年度は、河川1地点、地下水1地点で調査を実施しましたが、いずれの調査でも指針値の超過はありませんでした。

PFOS及びPFOA調査地点



○調査結果

検体の区分	① 河川水	◎ 地下水
調査地点 項目 (単位)	松川 (松川橋上流)	飯野町明治地内
PFOA及びPFOS (μg/L) (指針値: 0.05 μg/L ※)	0.0011	0.0060
備考	採水日: 令和4年8月19日(金) 天候: 晴 (前日 雨)	採水日: 令和4年8月19日(金) 天候: 晴 (前日 雨)

※環境省通知における表記は0.00005 mg/L

騒音・振動

1. 騒音・振動の現況（騒音・振動調査結果）

（1）環境騒音

県が定めた「環境騒音調査実施要領」に基づき、昭和57年度以降類型区分ごとに調査地点を定めて、環境騒音調査を実施しています。

令和4年度は8地点で調査を実施しましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

○環境騒音調査結果

	地点名	都市計画法に基づく 用途地域区分	環境基準類型 (騒音規制法 地域区分)	時間 区分	環境 基準 (dB)	騒音レベル(dB)			
						等価騒音 レベル (L _{Aeq})	時間率騒音レベル		
							中央値 (L _{A50})	上端値 (L _{A5})	下端値 (L _{A95})
1	渡利	第一種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	42	38	45	34
				夜間	45	36	32	37	29
2	南沢又	第1種中高層住居専用地域	A類型 (第2種)	昼間	55	46	37	48	33
				夜間	45	33	29	34	28
3	東浜町	第一種住居地域	B類型 (第2種)	昼間	55	46	41	48	36
				夜間	45	36	33	39	30
4	大町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	47	43	49	41
				夜間	50	41	38	42	37
5	郷野目	工業地域	C類型 (第4種)	昼間	60	53	46	58	42
				夜間	50	45	40	49	37
6	黒岩	近隣商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	46	41	48	39
				夜間	50	39	37	42	34
7	飯坂町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	44	35	45	32
				夜間	50	33	30	34	28
8	蓬菜町	第二種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	40	35	41	33
				夜間	45	32	31	34	29

騒音レベル 環境基準超過時間帯

○騒音に係る環境基準

A類型 昼間：55dB 夜間45dB

B類型 昼間：55dB 夜間45dB

C類型 昼間：60dB 夜間50dB

※等価騒音レベルにより評価を行う。

※昼間：6時～22時 夜間22時～6時

(2) 自動車交通騒音・振動

自動車交通騒音については、自動車交通量の増大、流通手段の進展等により、全国的な傾向として交通量の多い主要幹線道路周辺で高い関心が持たれています。

令和4年度は、地点ごとの自動車交通騒音・振動を測定し評価する点的評価を12地点、併せて、道路端から50mの範囲内に存在する住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する面的評価を3路線で実施しました。

面的評価は、騒音規制法に基づく自動車交通騒音の常時監視に関する事務が県から市に移管されたことに伴い平成24年度から実施しています。

国道4号、国道13号において高い騒音レベルを示しており、環境基準を超過している地域がありました。

①自動車交通騒音・振動調査結果（点的評価）

測定地点	地域の区分					車線数	マイク高さ(m)	騒音レベル(dB)		振動レベル(dB)						交通量(台/10分)		平均速度(km/h:10台)		
	用途地域	環境基準	要請限度	騒音規制法	振動規制法			昼間	夜間	昼間		夜間		昼間	夜間	昼間	夜間			
								06:00	22:00	09:00	15:00	23:00	03:00	06:00	22:00	06:00	22:00			
								22:00	06:00	11:00	17:00	01:00	05:00	22:00	06:00	22:00	06:00			
1	松浪町 国道4号	近隣商業	C類型	c区域	3種	2種	5	1.2	L _{Aeq} 73	70					大型	58	22	47	57	
									中央値	70.1	57.3	35.7	35.8	<25	<25	小型	327	35	51	63
									上端値	78.9	75.9	47.1	45.8	45.7	44.5	二輪	2	0		
									下端値	46.3	39.0	<25	<25	<25	<25					
2	鳥谷野 国道4号	工業	C類型	c区域	4種	2種	4	1.2	L _{Aeq} 73	72					大型	61	26	48	56	
									中央値	70.4	60.2	33.9	32.6	<25	<25	小型	377	18	51	60
									上端値	78.2	78.9	42.8	41.4	38.7	44.2	二輪	2	0		
									下端値	52.0	44.2	<25	<25	<25	<25					
3	天神町 国道13号	近隣商業	C類型	c区域	3種	2種	4	1.2	L _{Aeq} 70	65					大型	16	3	44	43	
									中央値	66.0	50.9	27.3	26.6	<25	<25	小型	221	25	48	49
									上端値	75.4	71.7	38.7	35.9	27.5	27.9	二輪	2	1		
									下端値	49.7	37.2	<25	<25	<25	<25					
4	泉 国道13号(西道路)	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	L _{Aeq} 67	60					大型	29	3	47	44	
									中央値	64.0	47.2	<25	<25	<25	<25	小型	302	12	48	52
									上端値	71.8	65.2	29.2	29.1	<25	<25	二輪	1	1		
									下端値	51.3	37.2	<25	<25	<25	<25					
5	南中央 国道13号(西道路)	準工業	C類型	c区域	3種	2種	4	1.2	L _{Aeq} 67	61					大型	28	5	44	47	
									中央値	61.9	46.1	<25	<25	<25	<25	小型	295	14	46	52
									上端値	72.1	66.7	33.6	31.5	<25	<25	二輪	1	0		
									下端値	47.6	39.5	<25	<25	<25	<25					
6	渡利 国道114号	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	L _{Aeq} 67	60					大型	16	2	52	62	
									中央値	61.2	43.6	<25	<25	<25	<25	小型	150	12	51	60
									上端値	72.4	64.9	29.5	29.8	<25	<25	二輪	1	1		
									下端値	44.3	34.6	<25	<25	<25	<25					
7	館の前 国道115号	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	L _{Aeq} 66	59					大型	16	2	42	50	
									中央値	60.1	44.5	<25	<25	<25	<25	小型	146	7	49	54
									上端値	72.1	63.2	33.6	32.7	<25	<25	二輪	2	1		
									下端値	47.5	39.1	<25	<25	<25	<25					
8	方木田 国道115号	準住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	L _{Aeq} 66	60					大型	24	1	44	49	
									中央値	60.8	43.8	25.6	25.5	<25	<25	小型	253	10	48	57
									上端値	71.1	63.8	36.1	34.3	<25	<25	二輪	1	1		
									下端値	45.8	37.1	<25	<25	<25	<25					
9	笹谷 主要地方道福島・飯坂線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	L _{Aeq} 61	54					大型	5	0	36	-	
									中央値	52.8	40.7	25.7	25.9	<25	<25	小型	89	9	39	40
									上端値	64.8	55.6	34.6	33.9	25.3	<25	二輪	1	1		
									下端値	43.8	38.4	<25	<25	<25	<25					
10	野田町 主要地方道福島・吾妻・裏磐梯線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	L _{Aeq} 64	55					大型	8	1	38	35	
									中央値	58.2	43.8	32.9	32.9	<25	<25	小型	109	4	43	47
									上端値	69.5	57.2	41.7	39.7	29.7	<25	二輪	1	1		
									下端値	46.6	42.5	<25	25.7	<25	<25					
11	鎌田 県道飯坂・保原線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	L _{Aeq} 66	61					大型	19	3	40	43	
									中央値	60.3	47.0	<25	29.5	<25	<25	小型	163	7	43	46
									上端値	72.2	65.1	27.9	43.4	32.7	29.8	二輪	1	1		
									下端値	48.8	38.3	<25	<25	<25	<25					
12	大森 県道南福島停車場線	準工業	C類型	c区域	3種	2種	4	1.2	L _{Aeq} 70	65					大型	21	3	50	63	
									中央値	65.9	49.3	26.7	29.8	<25	<25	小型	198	14	64	72
									上端値	76.1	69.9	35.1	40.0	<25	25.9	二輪	1	0		
									下端値	50.0	40.4	<25	<25	<25	<25					

※L_{Aeq}値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省）に従い四捨五入し整数表示としている。

②自動車交通騒音調査結果（面的評価）

路線名 (括弧内は評価実施 区間の戸数)	面的評価結果（全体）割合(%*) (括弧内は戸数)				面的評価結果（近接空間）割合(%*) (括弧内は戸数)				面的評価結果（非近接空間）割合(%*) (括弧内は戸数)			
	昼夜とも 基準値 以下	昼間のみ 基準値 以下	夜間のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過	昼夜とも 基準値 以下	昼間のみ 基準値 以下	夜間のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過	昼夜とも 基準値 以下	昼間のみ 基準値 以下	夜間のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
1 東北自動車道 (442戸)	91.4 (404戸)	1.8 (8戸)	0.0 (0戸)	6.8 (30戸)	99.4 (180戸)	0.6 (1戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	85.8 (224戸)	2.7 (7戸)	0.0 (0戸)	11.5 (30戸)
2 一般国道4号 (1864戸)	84.7 (1578戸)	9.3 (173戸)	0.0 (0戸)	6.1 (113戸)	62.2 (378戸)	21.2 (129戸)	0.0 (0戸)	16.6 (101戸)	95.5 (1200戸)	3.5 (44戸)	0.0 (0戸)	1.0 (12戸)
3 南福島停車場線 (572戸)	100.0 (572戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (240戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (332戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)

構成ごと割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にはならない。

◎道路における自動車の交通に関する基準等

類型	環境基準		要請限度(騒音)		要請限度(振動)		都市計画法に基づく用途地域
	1車線	2以上	区域区分	1車線	2以上	区域区分	
A	-	60/55	a	65/55	70/65	第1種	第一種・第二種低層住専、第一種・第二種中高層住専
B	-	-	b	-	-	第2種	第一種・第二種住居、準住居
C	65/60	-	c	75/70	-	-	近隣商業、商業、準工業、工業
特例	70/65	-	特例	75/70	-	-	-

※数値は、昼間/夜間(dB)

◇騒音 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00

◇振動 昼間：7:00～19:00 夜間：19:00～7:00

※特例は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から15mの範囲
- 2) 2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から20mの範囲

*「幹線交通を担う道路」

- 1) 高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道は4車線以上の区間のみ)
- 2) 一般自動車道である自動車専用道路

(3) 高速自動車道騒音

東北縦貫自動車道の騒音については、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施し、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本高速道路株式会社(旧：日本道路公団)に遮音壁の設置等の騒音防止対策の実施を要望しています。

令和5年3月31日現在、市内には延長24,601mの遮音壁が設置されており、遮音壁の設置が進んだことにより、最近では沿線からの苦情は少なくなっています。

令和4年度は、3地点で騒音調査を実施しました。

○ 高速自動車道騒音調査結果

調査地点	川口起距離 (km)	測定車線 (上下)	都市計画 用途地域	測定地点	騒音レベル(dB)								直近民家ま での距離
					昼間				夜間				
					LAeq	LA50	LA5	LA95	LAeq	LA50	LA5	LA95	
1 下飯坂(定点)	266.7	下り	市街化調整地域	25m	61	59	64	53	59	56	64	47	100m
				50m	59	58	62	52	58	56	62	45	
				100m	56	54	58	49	55	54	59	44	
2 上鳥渡・下鳥渡	254.8	上り	準工業地域	20m	59	56	62	52	54	52	57	45	20m
				180m	52	45	52	42	49	40	45	37	
3 松川町水原	243.3	下り	市街化調整地域	20m	57	55	62	48	57	53	63	38	20m

◎高速自動車道騒音に係る基準について

- ・騒音に係る環境基準(道路に面する地域)が設定されている地域においては、環境基準による評価を行う。
- ・環境基準が設定されていない地域においては、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準により評価を行う。

なお、道路端から20m以内の地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準により評価を行う。

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域・・・昼間 65dB 夜間 60dB

幹線交通を担う道路に近接する空間・・・昼間 70dB 夜間 65dB

※ 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

・※LAeq値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)に従い四捨五入し整数表示としている。

(4) 東北新幹線鉄道騒音・振動

東北新幹線鉄道の騒音・振動については、経年的に調査を実施するとともに、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施しています。

令和4年度は7地点で騒音・振動の調査を実施し、全地点で環境基準を超過しました。

開業以来、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」。開業当時日本国有鉄道）にその対策を要望し、JR東日本では、防音壁の嵩上げ、走行車輛の改良、レールの削正などの騒音・振動軽減対策を実施しています。

しかしながら、秋田新幹線の開通、新青森駅の開業等によりスピードアップが図られているなかで、福島駅通過車両の増加に伴い、通過車両から発生する騒音・振動に対する苦情が寄せられており、沿線の生活環境の悪化が懸念されています。

○東北新幹線鉄道騒音・振動調査結果

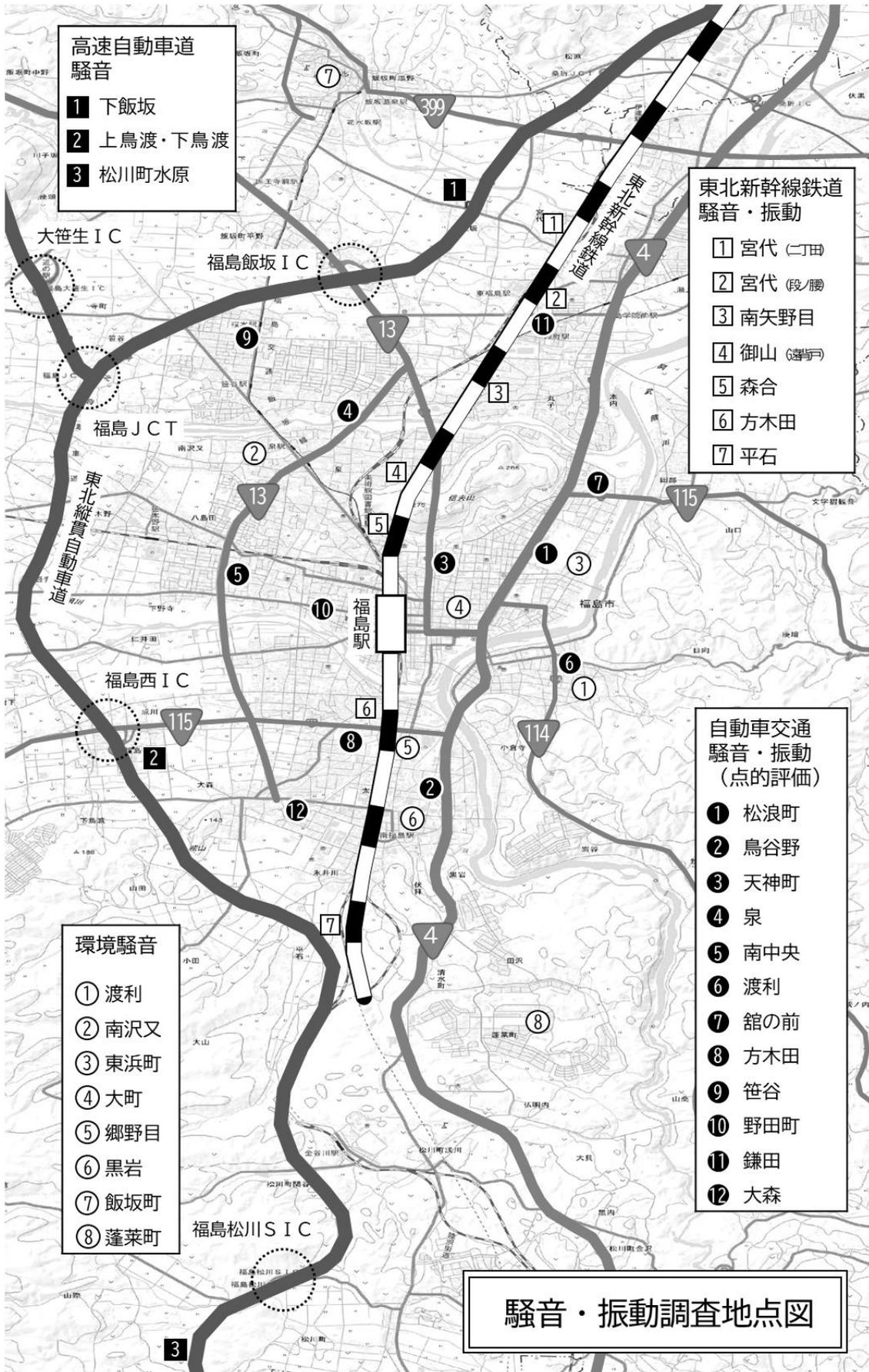
調査地点	調査地点概要						列車速度 (km/h)		調査結果 (dB)				全測定 本数	
	東京起点 距離 (kp)	環境基準 地域類型	都市計画 用途地域	構造物 種類 (高さ[m])	軌道の 種類	防音壁 種類 (高さ[m])			騒音レベル			振動レベル		
									25m 地点	50m* 地点	100m* 地点			
1 宮代 (二丁田) (下り側)	261.5	I 類型	調整地域	R・C けた式 高架橋 (11.1)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0)	平均 298 最高 319 最低 234	78	73	67	54	6	14	
2 宮代 (段ノ腰) (上り側)	260.6	I 類型	第一種中 高層住居 専用地域	R・C けた式 高架橋 (9.3)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0)	平均 273 最高 317 最低 162	76	72	-	58	10	10	
3 南矢野目 (下り側)	258.8	I 類型	第一種 住居地域	R・C けた式 高架橋 (5.9)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0+1.0)	平均 302 最高 320 最低 162	71	67	65 (75m)	57	10	10	
4 御山 (遠背戸) (下り側)	257.4	I 類型	第一種 住居地域	R・C けた式 高架橋 (5.6)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0+1.5)	平均 275 最高 318 最低 151	76	74 (31m地上)	-	48	10	10	
5 森合 (下り側)	256.5	I 類型	第一種 住居地域	R・C けた式 高架橋 (6.0)	バラスト	逆L (2.0)	平均 305 最高 320 最低 87	73	70	-	62	8	12	
6 方木田 (下り側)	253.8	I 類型	第一種 住居地域	R・C けた式 高架橋 (16.5)	バラスト	直壁 (1.8)	平均 290 最高 316 最低 99	80	76	73	57	8	12	
7 平石 (下り側)	250.5	I 類型	調整地域	R・C けた式 高架橋 (13.4)	スラブ	直壁 (1.8+2.1)	平均 285 最高 317 最低 184	72	68	-	59	11	9	

※ 福島駅 約 256.2 kp

*調査地点に変更がある場合は調査結果下段に()で表示。

環境基準 I 類型 70dB 以下
II 類型 75dB 以下

騒音レベル 環境基準超過地点



2. 騒音・振動の規制（法令に基づく届出状況等）

（1）工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の騒音・振動の規制は、騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例及び福島市公害防止対策条例に基づいて行っています。

都市計画法に基づく用途地域の区分ごとに規制地域の指定、規制地域ごとに規制基準の設定をしており、法令に基づく規制地域内に特定施設等を設置する場合は届出が義務付けられています。

① 騒音規制法に基づく特定施設

（令和5年3月31日現在）

特定施設の種類の 規制地域区分	第1種	第2種	第3種	第4種	計
1.金属加工機械	1	35	32	255	323
□ 製管機械				(3)	(3)
ハ ベンディングマシン		(2)	(2)	(8)	(12)
ニ 液圧プレス		(16)	(11)	(79)	(106)
ホ 機械プレス	(1)	(2)	(7)	(117)	(127)
ハ セン断機		(14)	(8)	(34)	(56)
ト 鍛造機			(2)		(2)
リ プラスト		(1)		(14)	(15)
ヌ タンブラー			(2)		(2)
2.空気圧縮機および送風機	3	316	492	652	1,463
3.破碎機・摩砕機・ふるい機等	1	5	5	1	12
4.織機		84	133	602	819
5.建設用資材製造機械		3	2	1	6
イ コンクリートプラント		(2)	(1)	(1)	(4)
ロ アスファルトプラント		(1)	(1)		(2)
7.木材加工機械		38	25	24	87
イ ドラムパーカー		(1)			(1)
ロ チッパー		(4)	(5)	(2)	(11)
ニ 帯のこ盤		(21)	(9)	(13)	(43)
ホ 丸のこ盤		(5)	(3)	(5)	(13)
ハ かな盤		(7)	(8)	(4)	(19)
9.印刷機械	10	18	121	112	261
10.合成樹脂用射出成型機			59	84	143
11.鋳型造型機		6	15	13	34
計	15	505	884	1,744	3,148

※()内は特定施設の種類のうち数

② 振動規制法に基づく特定施設

（令和5年3月31日現在）

特定施設の種類の 規制地域区分	第1種	第2種	計
1.金属加工機械	20	308	328
イ 液圧プレス	(3)	(68)	(71)
ロ 機械プレス	(4)	(196)	(200)
ハ セン断機	(13)	(44)	(57)
2.圧縮機	46	539	585
3.破碎機・破砕機・ふるい機・分級機		5	5
4.織機		663	663
5.コンクリートブロックマシン	3	5	8
6.木材加工機械	2	3	5
ロ チッパー	(2)	(3)	(5)
7.印刷機械		83	83
8.ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		12	12
9.合成樹脂用射出成型機	3	281	284
10.鋳型造型機		56	56
計	74	1,955	2,029

※()内は特定施設の種類のうち数

③ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設

(令和5年3月31日現在)

特定施設の種類	規制地域区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1.金属加工機械				15		18	33
	(2)製管機械			(3)			(3)
	(3)ベンディングマシン					(1)	(1)
	(4)液圧プレス			(5)		(5)	(10)
	(5)機械プレス					(6)	(6)
	(6)せん断機			(3)		(4)	(7)
	(9)プラスト			(2)		(1)	(3)
	(11)切断機			(2)		(1)	(3)
2.空気圧縮機および送風機				424		252	676
3.土石、鉱物用破砕機・摩砕機				56			56
4.ふるい機・分級機				19			19
5.織機						1,902	1,902
6.建設用資材製造機械				16		3	19
	(1)コンクリートプラント			(7)		(3)	(10)
	(2)アスファルトプラント			(9)			(9)
8.木材加工機械				36		5	41
	(1)ドラムバーカー			(3)			(3)
	(2)チップパー			(7)			(7)
	(3)碎木機			(5)			(5)
	(4)帯のこ盤			(12)		(1)	(13)
	(5)丸のこ盤			(4)		(1)	(5)
	(6)かんな盤			(5)		(3)	(8)
10.印刷機械				15		66	81
11.合成樹脂用射出成型機				92		24	116
14.ディーゼルエンジン		3	19	92	5	22	141
15.冷凍機			105	277	7	109	498
計		3	124	1042	12	2,401	3,582

※()内は指定施設の種類ごとのうち数

④ 福島市公害防止対策条例に基づく指定施設

(令和5年3月31日現在)

特定施設の種類	規制地域区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1.空気圧縮機			14	106	34	53	207
2.送排風機			98	413	59	46	616
3.石材引割機及び切削機			7	25			32
	石材引割機			(8)			(8)
	石材切削機		(7)	(17)			(24)
4.動力打綿機、動力梳綿機等		1	24	16	26		67
	動力打綿機	(1)	(16)	(10)	(16)		(43)
	動力混打綿機		(3)	(2)	(6)		(11)
	動力梳綿機等		(5)	(4)	(4)		(13)
6.コンクリートブロック成型機				1			1
5.動物の飼育等施設				1			1
計		1	143	562	119	99	924

※()内は指定施設の種類ごとのうち数

※福島市公害防止対策条例では規制地域の指定をしていないため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域の区分ごとに集計を行った。

(2) 建設作業の騒音・振動

建設作業から発生する騒音・振動の規制は、騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づいて行っています。

法令に基づく規制地域内で特定建設作業等を実施する場合は届出が義務付けられており、その作業時間、騒音・振動等が規制されます。

○騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

建設作業の種類		年 度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
騒 音	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	4	1	2
	2.びょう打機を使用する作業	1		
	3.さく岩機を使用する作業	21	13	37
	4.空気圧縮機を使用する作業		2	
	5.コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業			
	6.バックホウを使用する作業		1	1
	7.トラクターショベルを使用する作業			
	8.ブルドーザーを使用する作業			
計		26	17	40
振 動	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	7	2	6
	2.鋼球を使用して工作物を破壊する作業			
	3.舗装版破碎機を使用する作業			
	4.ブレーカーを使用する作業	16	10	23
計		23	12	29

※()内は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数

その他

1. 悪臭

悪臭防止法に基づく規制地域は、昭和48年7月に指定され、その後、昭和54年4月及び平成3年11月に地域指定の見直しを行い、規制地域が拡大されました。

同法による規制物質及び基準は、移動発生源や建設工事、しゅんせつ、埋立等のため一時的に設置される作業場などは対象とされないほか、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法とは異なり、規制する特定事業は定めていないため、規制地域内の工場・事業場等から発生する悪臭物質について規制基準が適用されることとなります。

2. 土壌汚染

近年、地下水の水質調査や自主的な土壌汚染調査の実施などに伴い、工場敷地内や工場跡地などで土壌汚染が明らかになるケースが増えています。

このような現状を背景に、平成15年2月15日より土壌汚染対策法が施行され、一定の要件を満たす土地に対して土壌汚染調査を義務付け、それにより特定有害物質が基準を超えた土壌汚染が判明した土地については、指定区域として公示されることとなりました。

また、平成22年4月1日より施行された改正土壌汚染対策法により、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に届出義務が課せられ、その土地が土壌汚染のおそれがあると市長が判断した場合には調査命令の対象とすることができることとなりました。令和4年度には15件の届出がされましたが、調査命令の対象とした土地はありません。

令和5年3月31日現在、福島市内に要措置区域として指定されている土地は無く、形質変更時要届出区域として指定されている土地が3件あります。

3. 電波障害

建物による放送電波の遮へいや反射などの障害対策については、地域住民の居住環境を保全する立場から「福島市電波障害防止に関する指導要綱」に基づき指導を行い、電波障害発生の未然防止に努めています。

市内の一部には電波障害が発生している地域もありますが、アナログ放送から地上デジタル放送への転換に伴い、テレビの受信環境は大幅に改善されています。

4. 公害苦情等の処理

令和4年度の公害苦情の総数は38件で、前年度の36件と比較して2件の増加となりました。

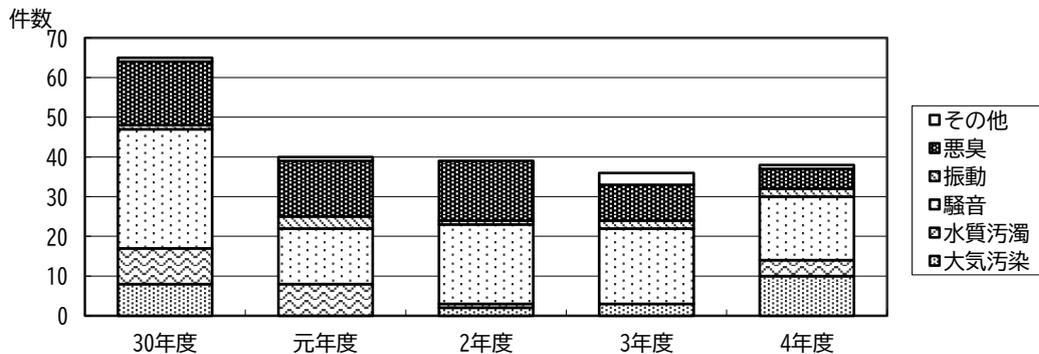
種類別では、騒音が16件と最も多く、次いで大気汚染が10件となっており、この2つで全体の68.4%を占めています。

○公害苦情件数の推移

年度 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)	件数	割合(%※)
大気汚染	8	12.3%	0	0.0%	2	5.1%	3	8.3%	10	26.3%
水質汚濁	9	13.8%	8	20.0%	1	2.6%	0	0.0%	4	10.5%
騒音	30	46.2%	14	35.0%	20	51.3%	19	52.8%	16	42.1%
振動	1	1.5%	3	7.5%	1	2.6%	2	5.6%	2	5.3%
悪臭	16	24.6%	14	35.0%	15	38.5%	9	25.0%	5	13.2%
その他	1	1.5%	1	2.5%	0	0.0%	3	8.3%	1	2.6%
計	65	100.0%	40	100.0%	39	100.0%	36	100.0%	38	100.0%

※ 計に100%と記載していても、構成ごとの割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にはならない。

○公害苦情件数の推移グラフ



5. 酸性雪

平成4年度より、東北都市環境問題対策協議会において東北地方の酸性雨の動向を把握するため、地域特性を生かし、酸性雪調査を行うこととなり、福島市において市内3ヶ所で調査を行っています。

また、平成11年度から硫酸イオン他7物質も調査を実施しています。

○酸性雪調査結果

調査時期	調査場所	貯水量 (mL)	pH	導電率 (μ S/cm)	イオン項目(mg/L)								
					塩素イオン	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	ナトリウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン	カルシウムイオン	
第1期 令和5年 1月16日 ~1月22日	A 福島消防署屋上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B 福島市民家園内	330	6.8	112.0	11.4	5.9	3.2	1.1	12.7	1.5	1.6	2.8	
	C (公財)保健衛生協会屋上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第2期 1月23日 ~1月29日	A 福島消防署屋上	1,900	6.0	55.1	11.7	2.4	0.9	0.4	6.1	0.3	0.7	0.8	
	B 福島市民家園内	1,840	6.1	39.9	7.8	2.0	1.0	0.3	4.4	0.3	<0.5	0.3	
	C (公財)保健衛生協会屋上	2,060	6.1	49.8	10.6	2.2	0.9	0.4	5.8	0.3	0.6	0.7	
第3期 1月30日 ~2月5日	A 福島消防署屋上	330	5.9	61.7	7.9	5.0	3.9	2.3	4.4	0.3	<0.5	1.4	
	B 福島市民家園内	1,610	5.0*	17.8	4.3	3.1	1.4	0.5	1.0	0.1	<0.5	1.0	
	C (公財)保健衛生協会屋上	530	5.6*	42.0	5.6	3.7	2.9	1.2	3.1	0.2	<0.5	1.1	
第4期 2月6日 ~2月12日	A 福島消防署屋上	2,910	5.9	12.1	0.9	1.0	1.2	0.3	0.7	<0.1	<0.5	0.5	
	B 福島市民家園内	3,390	5.4*	9.4	0.7	0.8	1.3	0.3	0.5	<0.1	<0.5	0.2	
	C (公財)保健衛生協会屋上	3,230	5.9	10.6	0.8	0.9	1.2	0.3	0.7	<0.1	<0.5	0.5	

*pH5.6以下の雨を酸性雨という。